



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 11 月 8 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	亜鉛欠乏症に対して投与開始時に D007 37 亜鉛(Zn)の検査がないノベルジン錠の投与は、原則として認められない。	ノベルジン錠の添付文書の用法及び用量に関連する注意には「投与開始時及び用量変更時には血清亜鉛濃度の確認を行うこと。」とあり、血清亜鉛濃度からみて亜鉛不足に起因する症状を呈している患者であるかを確認する必要がある。 以上のことから、亜鉛欠乏症に対して投与開始時に D007 37 亜鉛(Zn)の検査がないノベルジン錠の投与は、原則として認められないと判断した。	令和7年10月31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	特発性器質化肺炎に対する D007 28 KL-6 の算定は、原則として認められる。	KL-6 は間質性肺炎により障害を受け再生された 2 型肺胞上皮細胞に発現し肺の線維化に関与している。特発性器質化肺炎は間質性肺炎の一つに分類されるため、KL-6 による診断又は病態把握に有用な検査である。 以上のことから、特発性器質化肺炎に対する D007 28 KL-6 の算定は、原則として認められると判断した。	令和7年11月28日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 内科・歯科審査室内科審査第 1 課(TEL:092-233-6825) (末岡)